

広島県告示第二百七十三号

昭和四十八年広島県告示第百七十一号（騒音の規制に関する定め）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

別表第二東広島市の部第二種区域の項中「黒瀬川右岸線以東」を「黒瀬川左岸線以東」に、「西条東」を「西条東北町」に、「黒瀬川右岸線以北並びに市道寺家吉川線」を「黒瀬川左岸線以北並びに県道吉川西条線」に、「市道寺家吉川線以東」を「県道吉川西条線以東」に改め、「土与丸」の下に「西条土与丸四丁目、西条土与丸五丁目」を加え、「市道八本松宗吉線」を「市道原志和東線」に改め、「市道西山光路線との交会点を起点とし、同市道」の下に「県道吉川西条線」を加え、「市道前長沢清水原線との交会点」を「市道清水原線との交会点」に、「県道瀬野川福富本郷線以西」を「主要地方道瀬野川福富本郷線以西」に、「県道東広島白木線と市道志和堀東一七号線」を「主要地方道東広島白木線と主要地方道瀬野川福富本郷線」に、「同市道、市道志和堀東二八号線、市道志和堀東三五号線」を「主要地方道瀬野川福富本郷線、市道志和堀東一七号線、同主要地方道、市道志和堀東二八号線、同主要地方道」に、「同県道を経て」を「主要地方道東広島白木線を経て」に、「字清水ヶ尻」を「字清水ヶ尻」に、「字水渡し」を「字水渡」に、「字梶谷迫」を「字梶屋迫」に、「字中之畦」を「字中ノ畔」に、「字宮ノ迫」を「字大掛田」を「字火掛田」に、「字沖ノ原」を「字沖之原」に、「字榎原」を「字榎原」に、「字上ノ原」を「字上野原」に、「字城ヶ原」を「字城ヶ原」に、「字風呂呂迫」を「字風呂ノ迫」に、「字向原」を「字向イ原」に、「字藁芽」を「字藁茅」に、「字沢田及び」を「字澤田及び」に改め、「字広兼」の下に「の地域に限る。」を加え、「字広田」を「字廣田」に、「字奈良ノ木」を「字奈良の木」に、「三七八六番地の三」を「三七八六番地三」に、「三七八八番地の一」を「三七八八番地一」に、「字未定」を「字未定」に、「字未石」を「字未石」に、「字松ノ木」を「字松之木」に、「字曾根田」を「字祖根田」に、「鍛冶屋」を「鍛冶屋」に、「字下ヶ坪」を「字下ヶ坪」に、「字上ヶ坪」を「字上ヶ坪」に、「字網ヶ坪」を「字網ヶ坪」に、「字中ヶ坪」を「字中ヶ坪」に、「字西ヶ原」を「字西ヶ原」に、「字一貫田」を「字壹貫田」に、「字堂ヶ原」を「字堂ヶ原」に、「字宮ノ首」を「字宮之首」に、「字莊田」を「字庄田」に、「市道下条吉原線」を「市道下条吉原一号线及び市道下条吉原二号线」に改め、同部第三種区域の項中「県道馬木八本松線以西」を「主要地方道馬木八本松線以西」に、「市道寺家吉川線以北」を「県道吉川西条線以北」に改め、「市道八本松一〇号線以西かつ一般国道二号以南二七五メートルの範囲内の地域及び」を削り、「県道八本松宗吉線」を「市道原志和東線」に、「市道上組志和東線」を「市道中組一五号線」に、「市道中組横断線以北の地域に限る。」を「県道造賀八本松線以北の地域に限る。」、八本松西（市道八本松一〇号線以西かつ一般国道二号以南二七五メートルの範囲内の地域に限る。）に、「市道安出川光路線、県道馬木八本松線」を「市道千野丸六号線、主要地方道馬木

八本松線」に、「市道寺家吉川線、温井川右岸線」を「県道吉川西条線、温井川左岸線」に、「県道馬木八本松線、市道八本松南三三号線」を「主要地方道馬木八本松線、市道八本松南三三号線」に、「市道寺家吉川線との交差点を起点とし、同市道」を「県道吉川西条線との交差点を起点とし、同県道」に、「市道出ヶ原三号線」を「市道原清水原線」に、「温井川左岸線及び戸石川左岸線」を「温井川右岸線及び戸石川右岸線」に、「市道前長沢清水原線」とを「市道原清水原線と」に、「古河川右岸線」を「古河川左岸線」に、「市道前長沢清水原線」を「市道原清水原線」に、「市道下組八本松線」を「市道八本松中学校線」に、「一般国道三七五号以西」を「一般国道三七五号以東」に、「県道東広島本郷線」を「主要地方道東広島本郷忠海線」に、「県道瀬野川福富本郷線と林地王地ヶ谷線」を「主要地方道瀬野川福富本郷線と市道別府南一二号線」に、「同林地」を「同市道及び林地王地ヶ谷線」に改め、「県道小河原志和線」の下に「及び市道別府南二七号線」を加え、「当該交差点以南の県道瀬野川福富本郷線」を「主要地方道瀬野川福富本郷線」に、「字下モ原山」を「字下モ原」に、「字遠見畝」を「字遠見ヶ畝」に、「字狐ヶ城」を「字狐ヶ城」に、「三八七〇番地の一」を「三八七〇番地」に、「一五四九番地の一から一五五〇番地の三まで」を「一五四九番地一から一五五〇番地三まで」に、「四二五九番地の一」を「四二五九番地一」に、「奥条東」を「字奥条東」に、「及び安芸津町」を「並びに安芸津町」に、「字川口尻」を「字河口尻」に、「字中ノ迫」を「字中之迫」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。